

流山市一茶双樹記念館ライトアップ設置業務委託仕様書

1 趣旨

流山市の市指定記念物（史跡）である一茶双樹記念館の照明演出による夜間観光の魅力向上により、夜間の流山本町地域への観光誘客を促進することで、滞在型観光の一層の推進を図る。

2 業務概要

- (1) 業務名称 流山市一茶双樹記念館ライトアップ設置業務委託
- (2) 業務場所 流山市流山6丁目670番地の1
- (3) 委託期間 契約締結日翌日から令和7年2月28日まで
- (4) 施設の概要
 - ア 施設名称 一茶双樹記念館
 - イ 指定区分 市指定記念物（史跡）
 - ウ 指定名称 小林一茶寄寓の地
 - エ 指定年月 平成2年12月4日

3 業務条件

一茶双樹記念館ライトアップ設置業務における業務条件は次のとおりとする。

- (1) 一茶双樹記念館の正面入口付近を中心（庭園付近も設置可とする）に、直接又は間接により照明演出すること。ただし、屋内には機材を設置しないこと。
- (2) 一茶双樹記念館の既設ライトアップ及び一茶双樹記念館の雰囲気との調和を図ること。
- (3) 国内外からの観光客の来訪動機となるとともに、来場者のSNS等での発信意欲の喚起につながるよう、新規性や話題性を意識したデザイン（配色、調光の加減、光の演出方法等）とすること。
- (4) ライトアップデザインのテーマを策定し、一茶双樹記念館の雰囲気との一体感を意識したデザインとすること。
- (5) ライトアップ機材の選定に当たり、次の点に留意すること。
 - ア ライトアップ機材は屋外に常設するものかつ毎晩点灯するものであることから、耐久性に優れた機材を提案すること。

イ 費用面における維持管理の負担が少ない機材を提案すること。
ウ タイマー機能のある機材を選定し、毎晩決まった時間に自動点灯・消灯ができるようにすること。

なお、自動点灯・消灯用のタイマー設定については、正面入口付近と庭園付近で異なる時間を設定できるようにすること。

エ 可能な限り機材を固定せず、設置場所を移動できるようにすること。

(6) ライトアップ機材の操作に必要な機材及び設置機材の電源コードは、人目に付かない場所に設置すること。また、ライトアップ機材の一括又は部分点灯・消灯が可能であるなど、管理を容易に行えるようにすること。

(7) ライトアップ機材の点灯・消灯のための電源スイッチは、可能な限り事務室又は一茶庵など屋内の一か所にまとめて設置すること。

(8) 機材の点灯に必要な電源は一茶双樹記念館の既存電源を用いること（別添参照）。

(9) 照明のデザインにあたっては、委託者の意見を組み入れられるよう配慮すること。

4 事業費

(1) 総事業費 3,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、財源には「都市構造再編集中支援事業」に係る国庫補助金を活用する。

(2) 次の事項は事業費に含むものとする（履行期間中に限る。）。

ア 臨時電力使用の手続に要する経費

イ 一茶双樹記念館が管理する電力を使用する場合にあつては、同施設へ支払う臨時電力料金

ウ 東京電力パワーグリッド株式会社からの臨時電力を使用する場合にあつては、同社へ支払う臨時電力料金

エ 発電機を使用する場合にあつては、その設置及び維持管理等に要する経費

オ 投光器等の仮設物の設置及び撤去を示す写真、図面提出に要する経費

カ その他、破損に対応する保険など業務を実施するにあたって

必要となる経費

5 業務実施報告

業務終了後、下記のものを取りまとめた実施報告書を、紙媒体2部及びCD-R等磁気媒体1部により提出すること。

- (1) 照明器具の設置状況を示す図面 1枚
- (2) ライトアップの効果を示す写真 6枚
- (3) 照明器具の設置前及び設置後の状況を示す遠景写真 設置箇所においてそれぞれ1枚
- (4) 作業中の写真 設置箇所においてそれぞれ1枚

6 管轄の合意

委託者及び受託者は、本契約またはこれに基づく個別契約に関し紛争が発生した場合は、委託者の所在地が管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

7 その他

- (1) 本業務において設置する機材等に関わる権利は、すべて委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。
- (3) 受託者は本業務の実施にあたり、不明な点や改善の必要があると認められる場合は、委託者と協議すること。
- (4) 受託者は本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。